

令和4年度事業計画

I. 一般情勢及び課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業や観光業を中心に厳しい状況が続いている。足もとでは、ワクチンの普及により幾分持直しの動きもみられるが、変異株の世界的な感染拡大や半導体などの供給制約等が景気回復の足かせとなっている。

一方で、コロナ禍のもとでのテレワークやオンライン会議の導入、キャッシュレス決済の普及など、非対面手段の拡大はポストコロナを見据えた社会・ビジネスモデル等に大きな変化を与えている。

また、依然として続くわが国の人口減少や少子高齢化の流れは、個人消費の低迷、中小企業の人手不足や経営者の高齢化等の構造的な問題を深刻化させているほか、海外情勢においてもロシアによるウクライナへの軍事侵攻や米中対立の継続などが通商に影響を与えるなど、先行きの不透明感が強い状況が続いている。

こうした中、政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現を目指すとともに、AI・IoT・ビッグデータ等を活用したデジタル化の推進による地域活性化や、官民一体でのSDGsや脱炭素社会への取組みなどを通じた持続可能な社会の構築を目指している。

次に、信用金庫を取り巻く金融環境をみると、日本銀行の長引く超低金利政策が金融機関の収益力を低下させており、円滑な金融仲介機能や金融システムの安定に与えるリスクが高まっている。

信用金庫は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業等に対し、その経営状況やライフステージに応じた適切な金融支援に引き続き取り組んでいくとともに、ポストコロナにおける中小企業等のビジネスモデルの再構築に向けた経営改善・事業再生・事業転換支援等や、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決を図っていくことが求められている。

また、フィンテックを活用した異業種との連携や競争が激しくなっている中、信用金庫においてもデジタル技術を活用した利便性の高いサービスの提供や業務効率性の向上に注力していく必要がある。

このほか、マネー・ローンダリングへの対策やサイバーセキュリティ対応の

一層の強化等を通じた経営管理態勢の充実・強化等に引き続き取り組んでいくことも重要である。

II. 基本方針

協会は会員信用金庫が、信用金庫の経営理念である相互扶助を念頭に地域社会との共存共栄という原点に立脚し、常に顧客本位の経営に徹し、地域において存在感のある金融機関となることを支援する。

協会の運営に当っては、業界の3か年計画に基づき、中小企業の再生と地域の活性化に向けて、実りある1年とすることを目指すこととする。

特に、県内信用金庫の業務等の共同化事業として設立した「信金静岡共同センター」での共同化事業の円滑な運用、その他の業務の共同化の実現に向けての研究や情報交換を行うこととする。

また、経営管理態勢の強化と顧客の視点に立った業務運営への適切な対応を図るため、総会・理事会をはじめ各種委員会及び部会等の決議等により事業を具体化するほか、全国信用金庫協会、信金中央金庫及び東海地区信用金庫協会等の各種系統機関と一層の連携を強化する。

なお、事業の基盤となる事務局の事務処理体制については、特別会計部門（信金静岡共同センター）の総務・会計業務も含め、協会の多種・多様な事業の事務処理を行っており、事務の正確性を保持しつつ、より効率的に行われるようスキルアップに努めていく。

III. 協会の事業

1. 総会・理事会等の開催

協会の運営方針及び重要諸問題等を協議・決定するため、次のとおり会議を開催する。

(1) 通常総会は年2回開催し、6月は前年度の事業報告及び決算、3月は次年度の事業計画及び予算等についてそれぞれ決議をする。

また、臨時総会は緊急を要する重要な問題が生じた場合その都度開催する。

(2) 理事会は原則として毎月1回（8月は休会）開催する。

なお、理事会には、東海財務局静岡財務事務所長または日本銀行静岡支店長等のご臨席をいただき、時宜の卓話等をお願いする。

(3) 監査会は年1回以上開催する。

(4) 当協会業務の円滑な運営を図るため正副協会長会議を、原則として年2回程度、通常総会開催前に開催する。

2. 共同化事業

会員信用金庫の業務等の共同化事業として、平成26年5月に設立した信金静岡共同センターにおいて、「手形交換等」、「手形・小切手発行」、「口座振替業務、本人確認資料のイメージ処理」、「ファイリング業務」を受託している。

今年度は、2022年の電子交換所へのシステム対応及び口座振替等業務の共同化にかかるシステム機器の更改に向けて着実な準備を進めていく。

また、受託業務の安定稼働と合理化を図るため、事務フローの見直しや事務ミス削減等に努めるとともに、共同化に関わる事務処理標準化・効率化にかかる情報交換など会員信用金庫等との連携を強化する。

3. 各種委員会等の開催及び活動

協会の業務運営の円滑及び充実を図るため委員会等を設置し、重要案件については理事会に付議もしくは報告する。

なお、理事会において決議された事項については迅速に実行する。

また、個別事項で専門的に研究推進することが必要な場合は、各委員会の下部組織として専門部会等を設け、その結果を委員会に報告する。

各種委員会等の会議開催においては、会員信用金庫すべての参加を原則とし、Web会議システムを有効に活用する。

(1) 経営対策委員会

自己責任原則の経営を基本とし、業界の3か年計画の積極的な推進のほか、各金庫が直面している経営課題について業界としての対応を含め積極的に意見交換等を行っていく。

また、信用金庫の健全性、安全性及び地域に密着した経営姿勢、協会の地域貢献活動を県民に広く周知するとともにイメージアップや金融商品のPRを図るため、テレビ・ラジオCMやWebの活用等による広報宣伝活動の一層の充実を図る。更に、信用金庫の存在感をPRするためホームページを活用した情報発信等に努めていく。

特に今年度はマネー・ローンダリングにかかる継続的顧客管理への協力広報に注力する。

なお、当委員会は、原則として隔月開催するほか、経営戦略に則した専門部会を随時設置及び開催する。

なお、当委員会の専門部会は次のとおり。

- ①フィンテック対応検討部会・・・・・・・・・・・・・・ 随時開催
- ②情報共有化検討部会・・・・・・・・・・・・・・ 随時開催
- ③団信制度等検討部会・・・・・・・・・・・・・・ 随時開催

(2) 事務管理委員会

信用金庫の経費節減及び限られた経営資源を金庫の戦略的目標の達成への集中化を図るため、引き続き「信金静岡共同センター」（特別会計）での安定的な稼働についてフォローしていくほか、専門部会での継続的な検討や更なる業務の共同化について研究及び情報交換を継続していくこととする。

更に、本年度は2022年の電子交換所へのシステム対応及び口座振替等業務の共同化にかかるシステム機器更改に向けての準備が予定されており、安定した移行が行われるよう注視していく。

当委員会の専門部会は次のとおり。

- ①預金調査事務共同化検討部会・・・随時開催
- ②手形管理システム更改等部会・・・随時開催
- ③口座振替システム更改部会・・・随時開催
- ④事務効率化検討部会・・・・・・・・随時開催

(3) 人事教育委員会

信用金庫の経営活力の維持・向上を図る最大の経営資源は人材であり、時代の変革に柔軟に適応できる人材の確保・育成と女性活躍の推進、人事管理体制の確立のための基本的共通事項について、研究及び情報交換を行う。

また、県協会主催で実施する各種研修講座の計画及び運営についてPDCAサイクルの観点から議論する。このため委員会を随時開催する。

当委員会の専門部会等は次のとおり。

- ①人事担当役席会議・・・年1回程度開催

人事担当者の交流を図るとともに、人事管理問題の研究及び情報交換を行う。

- ②研修担当役席会議・・・年2回程度開催

研修担当者の交流を図るとともに、教育及び研修等の効果的な運営方策の研究及び情報交換を行う。

○職員研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえつつ、階層別研修においては通学研修を取り入れることとし、その他の研修についてはオンラインを活用した研修として、次のとおり14講座開催する。（感染症拡大状況によっては変更もあり得る。）

講 座 名	開催回数	備 考
中 級 職 員 講 座	3 回	3日・通学
上 級 職 員 講 座	3 回	3日・通学
初 級 管 理 者 講 座	3 回	3日・通学
中 堅 管 理 者 講 座	2 回	3日・通学
支 店 長 研 修 講 座	1 回	3日・通学
テラーリーダー講座	1 回	2日・オンライン
企 業 診 断 講 座	2 回	2日・オンライン
融 資 渉 外 講 座	1 回	4日・通学
内 部 事 務 管 理 講 座	1 回	2日・オンライン
事業性評価融資講座	1 回	2日・オンライン
事業承継支援講座	1 回	2日・オンライン
債 権 管 理 回 収 講 座	1 回	2日・オンライン
女性リーダー活躍推進 講座（男性版）	1 回	1日・オンライン
女性リーダー活躍推進 講座（女性版）	1 回	1日・オンライン
計 14 講座	22 回	

(4) 体育委員会

信用金庫等の相互間の親睦と役職員の健康増進を図ることを目的とし健康保険組合の後援を得て、軟式野球、テニス、卓球及びサッカーの併せて4種目の体育大会を開催するほか、東海地区協会主催の軟式野球及び卓球大会についての協力を行う。このため委員会を随時開催する。

なお、体育大会開催目的の趣旨に照らし、各金庫の参加選手は言動等に配慮しフェアプレーに徹することとする。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の徹底等の観点から、無観客(来賓者及び各金庫の応援者)による大会とするが、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、屋内競技の卓球大会を優先として開催を急遽中止することもある。

○県内体育大会

- ・第66回 野球大会 (担当金庫 沼津 信用金庫)

日 程 5月21日(土) 9時 (予備日6月11日(土))

会 場 裾野市運動公園野球場

- ・第54回 テニス大会 (担当金庫 しずおか焼津 信用金庫)

日 程 9月10日(土) 8時30分 (予備日:なし)

会 場 草薙総合運動場 (庭球場)

- ・第60回 卓球大会 (担当金庫 富士 信用金庫)

日 程 10月29日(土) 9時

会 場 富士川体育館

- ・第40回 サッカー大会 (決勝大会担当金庫 浜松いわた 信用金庫)

日 程 12月 3日(土) 10時

会 場 エコパスタジアム

次の地区協会主催の体育大会に代表チーム及び選手を派遣する。

- ・第63回 野球大会 (愛知県で開催 担当金庫 西尾信用金庫)

県大会の優勝、準優勝チームが出場

日 程 8月27日(土)～8月28日(日)

予備日 9月 3日(土)～4日(日)

会 場 碧南市臨海公園野球場 (予備日一同所)

- ・第59回 卓球大会 (愛知県で開催 担当金庫 蒲郡信用金庫)

県大会の団体の優勝、準優勝、第3位チーム及び開催県と前年開催県の4位チーム、個人戦の男女各32名以内(総数)が出場

日 程 11月12日(土)

会 場 蒲郡市民体育センター

(5) 常勤監事連絡会

監事業務にかかる研究及び情報交換を行い、当該業務の的確な処理推進に資するため、年4回開催する。

4. 経営者研修等

(1) 経営者を対象とした研修会を11月に開催する。

(2) 「静岡県信栄研究会」と合同で『信用金庫の保険の窓販等』についての研修会を開催するほか、役務取引による安定的な収益確保に資するため、保険会社等と連携して、窓販担当者を対象としたセミナー等の開催を行う。

5. 全信協、信金中金等との協調

信用金庫は相互扶助の理念に基づく協同組織の地域金融機関であり会員信用金庫の事業展開に関して、共同化による業務機能の強化及びコスト削減等を図るため、全信協、信金中央金庫、地区協会及び他地域金融機関等の各種系統機関と一層連携を強化し連帯協調体制の構築を目指す。

この他東海財務局静岡財務事務所、日本銀行静岡支店、静岡県、関東経済産業局、静岡労働局及びその他関係機関・諸団体との連絡を緊密にし、協力していく。

6. 統計資料と調査活動の充実及びPR活動等

各種の信用金庫統計及び調査資料については、常に収集、調整に努め、会員信用金庫に提供する。各四半期の年4回、県内の景況について「県内信用金庫による合同景況調査」を実施し、プレス発表及び提供要請のある行政機関（東海財務局静岡財務事務所、日本銀行静岡支店、静岡県）のほか民間の経済研究機関（（一財）しんきん経済研究所、（一財）静岡経済研究所）などにも引続き情報提供することにより信用金庫業界の一層のPRに努めることとする。

7. 地域貢献活動について

地域貢献活動については、以下のとおり実施していく。

- (1) 高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害防止策として、引き続き警察と連携し、テレビCMを活用した啓発活動の強化のほか、「預手プラン（高齢者に対する預金小切手利用の推奨）」の推進やATMでの一部振込制限、出金制限などを実施していく。また、県内市町が展開する「高齢者見守りネットワーク事業」への協力や静岡県くらし環境部が展開する消費者被害啓発活動「188で見守り隊」として協力を行う。
- (2) 交通事故防止の取り組み「SHINKIN BANK 360万ピカッと作戦」運動を継続して実施する。
- (3) 後見人による厳格な財産管理と顧客利便性確保に資する取組として平成29年度に全国で初めて会員信用金庫にて取り扱いを開始した「後見支援預金」については、継続的に家庭裁判所等の関係機関との情報交換を行い、その定着・推進を図っていく。
- (4) 地域事業者の深刻な人手・人材不足等に対処するため、静岡労働局及び静岡県との間で締結した「働き方改革にかかる包括連携協定」、「企業人材育成連携協定」に基づき、これら機関と協力して対応していく。
- (5) 「静岡大学との寄附講座」については、同大学との協定に基づき、東海財務局静岡財務事務所及び信金中央金庫静岡支店の協力も得て引き続き実施する。

8. 暴力団などの反社会勢力対策について

静岡県警察本部及び（公財）静岡県暴力追放運動推進センターなどの協力を得て暴力団などの反社会勢力対策について協議・情報交換を行う。

○窓口情報交換連絡協議会・・・随時実施。

暴力団等に関連した不祥事件等の未然防止諸対策のために、静岡県警察本部の担当官との情報交換を実施するほか、東海財務局静岡財務事務所及び（公財）静岡県暴力追放運動推進センターの講師による講話・研修を受ける。

また、暴力団排除条例に基づく反社会的勢力の既存預金口座等の強制解約実施についての情報交換も行っていく。